

一般競争入札による県有地売払いについて（公告）

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年1月15日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付す物件

番号	所在地	地目	実測面積	予定価格	入札保証金
1	南アルプス市川上字榎田 306 番 6	宅地	1,852.42 m ²	19,450,000 円	1,945,000 円
2	笛吹市御坂町上黒駒字横川 5276 番 23	雑種地	1,055 m ²	1,055,000 円	105,500 円

2 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札の期間

令和7年2月18日（火）午後1時から令和7年2月25日（火）午後1時まで

(2) 入札の場所

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する KSI 官公庁オークションによる（以下「KSI 官公庁オークション」という。）。

(3) 開札の日時

令和7年2月25日（火）午後3時

(4) 開札の場所

KSI 官公庁オークションによる。

3 入札説明書（山梨県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

KSI 官公庁オークション及び山梨県のホームページからダウンロードするものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者以外の者であること。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本県の職員でないこと。

(5) 日本語を完全に理解できること。

(6) 山梨県インターネット公有財産売却ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できること。

(7) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。

(8) 5により、あらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。

5 入札参加申込

(1) 仮申し込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和7年1月15日（水）午後1時から令和7年2月4日（火）午後2時までに KSI 官公庁オークションの画面上で、入札参加仮申し込みを行うこと。

(2) 申込手続き

一般競争入札の参加の申込手続きは、(1)により入札参加仮申し込みの手続きを完了した後、令和7年2月4日(火)まで(郵送により申し込む場合は、令和7年2月4日までの消印があるものを有効とする。)に、所定の申込書により山梨県総務部財源確保・資産活用推進課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申し込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

6 入札の方法

(1) 入札は、KSI 官公庁オークション上で入札価格を登録して行うものとする。

なお、この登録は一度しかできないものとする。

(2) 紙による入札は認めない。

7 落札者の決定方法

入札期間終了後、山梨県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、KSI 官公庁オークション上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数ある場合は、くじ(自動抽選)により決定する。

8 その他

(1) 入札保証金

入札に参加する者は、1に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。

(2) 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とするものとする。

(3) 契約保証金

落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に入札保証金充当承諾書を徴したうえで、契約保証金に充当する。

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 用途の制限

① 落札者は、契約締結の日から5年間、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)」第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

② 落札者は、暴力団関連施設その他住民に著しく不安を与える施設の用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(6) 問い合わせ先

山梨県総務部財源確保・資産活用推進課 資産活用・ふるさと納税推進担当
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号山梨県庁本館4階
電話055-223-1342